

○医療安全監査委員会運営要領

(目的)

- 1 医療安全監査委員会（以下「監査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査方法)

- 2 監査委員会は、管理者の下で医療安全管理責任者、医療の質・安全管理部、医療の質・安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者及び医療放射線安全管理責任者の業務が適切に実施されているかについて、管理者から報告等を求めるとともに、実地で確認を行う。

(監査報告等)

- 3 監査委員会は、委員会における監査結果を、速やかに理事長及び病院長に書面により報告し、必要に応じて、是正措置を講じるよう、病院長に対し、意見を述べる。

(監査結果の公表)

- 4 監査委員会は、監査結果について、公表する。なお、公開の方法については、監査委員会において検討する。

(外部委員の要件)

- 5 医療安全監査委員会に関する達第3条第1項第3号及び第4号に規定する外部委員（以下「外部委員」という。）は、以下の要件を充たす者とする。

- (1) 過去10年以内に学校法人産業医科大学と雇用関係にない者
- (2) 監査委員会に属する年度を含む3年度の期間において50万円を超える額の寄附金・契約金等を学校法人産業医科大学から受領していない者

(外部委員の報酬)

- 6 外部委員の報酬の額は、非常勤講師の謝金等に関する達第3条の規定により支給する。

(監査委員会の招集・開催)

- 7 監査委員会は、毎年度2回以上開催する。監査委員会を招集する場合は、各委員に対して、会議の開催場所及び日時を14日前までに通知しなければならない。なお、緊急を要する場合はこの限りではない。

(議事概要)

- 8 監査委員会の議事については、議事概要を作成し、保存する。